

〔様式5〕 処分基準（行政手続条例適用）

不利益処分に係る審査基準一覧

整理番号	部局名	所管課室等	根拠法令	根拠法令（カタカナ）	根拠条項	不利益処分の名称	処分基準		備考
							概要又は名称	様式6 【管理番号】	
5条_水1	水産林政部	水産業振興課、地方振興事務所	宮城県漁業調整規則	ミヅノケンキヨキヨウチヨウキ	49-2	遺棄漏せつした有害物の除外命令	49-2 福島県内水面漁業調整規則の適用について照会（昭和46年12月27日防第530号福島県警察本部長）	61318	
5条_水2	水産林政部	水産業基盤整備課	漁港管理条例	キョウカカリジヨウレイ	4-1	船舶等の移動命令	漁港管理条例 4-1	61401	
5条_水3	水産林政部	水産業基盤整備課	漁港管理条例	キョウカカリジヨウレイ	7-1	物件の除去命令	漁港管理条例 7-1	61402	
5条_水4	水産林政部	水産業基盤整備課	漁港管理条例	キョウカカリジヨウレイ	14-1	漁港施設における行為に係る許可の取消	漁港管理条例 14-1	61403	
5条_水5	水産林政部	水産業基盤整備課	漁港管理条例	キョウカカリジヨウレイ	14-2	漁港施設における行為に係る許可を受けた者に対する処分等	漁港管理条例 14-2	61404	